

(平成31年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 1 号

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月19日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 宮 本 博 之

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則

習志野市議会会議規則（昭和５７年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１５７条の次に次の１条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第１５７条の２ 議員は、情報通信端末機器（議会が貸与するタブレット端末に限る。以下同じ。）を議場内に持ち込み会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を受けなければならない。

２ 議員の情報通信端末機器の使用については、第１５６条の規定を準用する。

３ 第１項本文及び前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

本案は、議会の本会議及び委員会におけるタブレット型端末の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

(平成31年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 2 号

支払い義務のない「在日米軍関係経費」の見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月19日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	佐 野 正 人
〃	〃	宮 内 一 夫

支払い義務のない「在日米軍関係経費」の見直しを求める意見書

政府が平成30年度予算に計上した「在日米軍関係経費」が、過去最大の8,022億円だったことが、外務省の提出した資料などにより判明した。「在日米軍関係経費」には、「米軍再編関係経費」、「SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関係経費」、「在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）」、「基地周辺対策費」、「米軍用地借り上げ料」、「漁業補償費」、「提供普通財産（国有地）借り上げ試算」などがある。

政府は、日米安全保障条約に基づく日米地位協定第24条で「施設及び区域並びに路線権」を「合衆国に負担をかけないで提供」することになっているからと支出を正当化してきた。一方、米国側については、「日本国に合衆国軍隊を維持する」経費を「日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」と定めており、一方的な支払い義務などはないのである。明らかに政府による拡大解釈であるばかりか、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を締結し「思いやり予算」まで支出してきた。

米軍駐留を受け入れているドイツやイタリアでも、労務費、光熱水料、施設整備費は全て米国側の負担とされている。

平成31年度の政府予算案では、低所得者の後期高齢者医療保険料の大幅値上げ、生活保護費の切り下げ、マクロ経済スライドによる年金額の実質削減など、社会保障での国民負担増と給付削減が盛り込まれている。

このような状況にもかかわらず、新年度でも膨大な「在日米軍関係経費」を支出し、さらに米国から高額兵器を「爆買い」することになれば、国民の暮らしも国家財政も破壊することになる。

よって、本市議会は政府に対し、支払い義務のない「在日米軍関係経費」の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成31年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 3 号

後期高齢者医療費の自己負担2割への引き上げ中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月19日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	荒 原 ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	立 崎 誠 一
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	宮 内 一 夫

後期高齢者医療費の自己負担2割への引き上げ中止を求める意見書

75歳以上の高齢者の医療費である後期高齢者医療費の自己負担を原則1割から2割に引き上げる改正法案が、本年の通常国会に提出されるのではないかと不安の声が、高齢者はもとより医療機関など多くの関係者から出ている。

昨年6月に、財政制度等審議会の建議を受けて、経済財政諮問会議が提示した「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」では、経済成長につながるには社会保障分野での給付の増加抑制が必要だとされている。これを受け、社会保障審議会としても、後期高齢者医療費の自己負担を1割から2割に引き上げる議論が進められているのである。

しかし、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、厚生労働大臣に対し「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける」ためには「現状維持に努めること」が必要だと要望している。さらに、多くの老人クラブや医療機関・関係団体などからも、引き上げにより一層負担がふえてしまうことを懸念する意見や声明が出されている。

高齢者の多くは、年間所得が100万円未満であり、厳しい生活を余儀なくされている。生活を支える唯一の公的年金は減り続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が3割近いとされている。このような状況から、75歳以上の高齢者に「経済的な理由で受診できなくなる」と不安が広がっている。

よって、本市議会は政府に対し、後期高齢者医療費の自己負担2割への引き上げ中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成31年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 4 号

沖縄県民投票の結果を尊重し辺野古新基地建設の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月19日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
賛成者	習志野市議会議員	佐 野 正 人
〃	〃	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	谷 岡 隆

沖縄県民投票の結果を尊重し辺野古新基地建設の中止を求める意見書

沖縄県普天間基地にかわる新基地建設計画をめぐり、名護市辺野古沿岸の埋め立ての賛否を問う県民投票が平成31年2月24日投開票された。「反対」が7割強に及ぶ、歴史的な結果となった。しかも県内41市町村全てで「反対」が「賛成」を大差で上回った。県民の「埋め立て反対」の民意は動かしがたい確固たるものであることが示された。

防衛省沖縄防衛局は沖縄県が辺野古埋め立ての承認を撤回したことについて不服審査請求を行っているが、これに対し沖縄県が平成31年2月20日提出した意見書によると、沖縄防衛局が提出した調査報告書には辺野古東側の大浦湾に存在する軟弱地盤の改良工事に関し、次のような重大な内容が示されている。一つ、地盤改良面積は大浦湾側の埋め立て区域の約6割に上る。一つ、地盤改良のために打ち込む約7万7,000本の砂杭に必要な砂の量は東京ドーム約5.25個分に相当する。一つ、地盤改良の深度は埋め立て部とそれを囲む護岸部とも海面下70メートルで、作業船の施工限界に達する。一つ、粘性土の地盤は最深90メートルになるが、その対策の記載がないなどである。さらに、地盤改良に必要な砂量は沖縄県内の砂利採取量の数年分に当たることや改良工事前に大浦湾側のサンゴ類7万4,000群体の移植が必要になることなども指摘し、「途方もない年数を要することになる」と強調し、辺野古新基地建設への固執はまさに「事実上の普天間固定化にほかならない」と政府の辺野古新基地建設方針の見直しを強く求めている。

繰り返し示された民意を否定することは、憲法に定められた民主主義、地方自治を否定することになり、到底容認することはできない。

よって、本市議会は政府に対し、民主主義と地方自治にのっとり、沖縄県民の「埋め立て反対」の民意を尊重し、新基地建設工事の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。